

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年5月30日（令和6年（行情）諮問第616号）

答申日：令和8年7月31日（令和8年度（行情）答申第431号）

事件名：「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルにつづられた文書（東北方面総監部保有分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる50文書（以下、順に「文書1」ないし「文書50」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年11月10日付け防官文第23181号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ないし（4）（略）

（5）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（6）ないし（8）（略）

（9）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

（10）（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和5年11月10日付け防官文第23181号により、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに

該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし(3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 及び(6) (略)

(7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(8) (略)

(9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

4 補充理由説明書

理由説明書においては（上記2及び別表番号19の説明を指す。）、文書46の4枚目ないし42枚目及び文書47の5枚目ないし43枚目の不開示部分については、法5条1号に該当し不開示としたが、当該部分は、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する日米物品役務相互提供に係る自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、米国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、同条3号の不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和6年5月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年6月14日 | 審議 |
| ④ 令和8年5月29日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年6月12日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受 |

⑥ 同年 7 月 24 日

審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、不開示部分の一部につき、上記第 3 の 4 のとおり不開示理由を追加した上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求は、「「レゾリュート・ドラゴン 21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全て（東北方面総監部保有分）。」について、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

イ 本件対象文書は、陸上自衛隊東北方面総監部訓練課において、レゾリュート・ドラゴン 21（令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練）に関連して作成及び取得された文書であり、同課において保有していたものである。

ウ 本件審査請求を受け、陸上自衛隊東北方面総監部訓練課の書庫、倉庫、パソコン上のファイル及び共有サーバーの再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書は陸上自衛隊東北方面総監部訓練課において作成及び管理されていたものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記（1）イ及びウ並びに上記第 3 の 3（7）の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情もない。

また、諮問庁が説明する上記（1）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第 3 の 2 及び

同4のとおり説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 別表番号1に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号及び初期対応をする上での不測の事態に該当する事項が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該内線番号は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該内線番号は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、初期対応をする上での不測の事態に該当する事項は、その内容に照らせば、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊と地元の関係機関等との調整等に影響が生じ、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練（以下「本件実動訓練」という。）における計画の細部等及び米軍に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるとともに、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、本件実動訓練における計画の細部等が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、本件実動訓練における米軍に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表番号5に掲げる不開示部分について

ア 防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、標記不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その他不開示部分

標記不開示部分には、本件実動訓練に関する指揮所演習との関係性及び事前偵察に係る細部支援要領が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(2)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表番号6に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、本件実動訓練における自衛隊の運用及び計画の細部等並びに米軍に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(2)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表番号7に掲げる不開示部分について

ア 防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、標記不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記(5)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その他不開示部分

標記不開示部分には、本件実動訓練における調整状況及び訓練課目

に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（３）と同様の理由により、法５条３号に該当し、同条６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（８）別表番号８に掲げる不開示部分について

ア 防衛省・自衛隊の職員及び自衛官並びに外国軍人の写真の顔部分に該当する不開示部分

標記不開示部分は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法５条１号ただし書該当性について検討するに当たり、当該不開示部分を含む自衛官等の顔写真を公にする慣行の有無及び範囲等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分における被写体である自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者であり、また、自衛官以外の防衛省・自衛隊を含む行政機関の職員及び外国軍人についても、その写真の顔部分を公にする慣行はない旨補足説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法５条１号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 防衛省・自衛隊の特定部署の特定自衛官の電話番号

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、標記不開示部分は、私用の電話番号であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められない。当該不開示部分については、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められ、法６条２項による部分開示の余地はないことから、同号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記ア及びイを除く不開示部分

標記不開示部分は、特定町内会の関係者の氏名等が記載されており、当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、当審査会事務局職員をして、当該特定町内会の関係者の氏名等を公表する慣行の有無について、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該特定町内会において運営するウェブサイト等はなく、当該関係者の氏名等の公表慣行について特に定めたものを確認することができず、当該特定町内会の関係者の氏名等について公表慣行はない旨補足説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(9) 別表番号9に掲げる不開示部分について

ア 防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、標記不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記(5)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その他の不開示部分

標記不開示部分には、本件実動訓練に際しての地元の関係機関等との検討事項に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、防衛省内並びに防衛省、米軍及び訓練に係る地元の関係機関において検討していた未成熟な検討内容が明らかとなり、訓練に係る特定の地域において無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(10) 別表番号10に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、本件実動訓練における自衛隊の運用及び米軍

に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるとともに、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(11) 別表番号11に掲げる不開示部分について

ア 防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、標記不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記(5)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 本件実動訓練に関する参加部隊

標記不開示部分は、上記(4)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記ア及びイを除く不開示部分

標記不開示部分には、本件実動訓練に際しての地元の関係機関等との検討事項に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(9)イと同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(12) 別表番号12に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、本件実動訓練における自衛隊の運用及び米軍に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(10)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(13) 別表番号13に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、本件実動訓練における自衛隊の運用に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると

行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(14) 別表番号14に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号、特定部隊の口座情報及び事故報告業務に関する情報が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報である旨補足説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該不開示部分のうち内線番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、口座情報については、これを公にすることにより、自衛隊の支出負担行為の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。さらに、事故報告業務に関する情報については、事故が発生した後の自衛隊の対応状況が明らかとなり、当該事故に係る調査等の裏をかこうとする者に知られることにより、自衛隊における調査等に影響が生じ、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(15) 別表番号15に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、本件実動訓練における施設の配置に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊における施設の防御能力が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(16) 別表番号16に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、本件実動訓練に際しての地元の関係機関等との検討事項に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(9)イと同様の理由により、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(17) 別表番号17に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、本件実動訓練における自衛隊の運用及び計画の細部等に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（３）と同様の理由により、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（１８）別表番号１８に掲げる不開示部分について

ア 防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、標記不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足る事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記（５）アと同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同条３号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その他の不開示部分

標記不開示部分には、本件実動訓練における自衛隊の運用及び計画の細部等並びに米軍に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（２）と同様の理由により、法５条３号に該当し、同条６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（１９）別表番号１９に掲げる不開示部分について

本件実動訓練に関する日米物品役務相互提供に係る不開示部分は、これを公にすることにより、本件手続に携わる自衛官等が特定され、情報を得ようとする者から直接当該自衛官等に不当な働きかけが行われるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるとともに、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当すると認められるので、不開示と

したことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全て（東北方面総監部保有分）。

2 特定された文書

文書1 令和3年度ノーザンバイパー構想策定会議への参加について（報告） R2. 11. 24

文書2 東北方面総監部個別命令（東北方監個命第222号。令和2年11月25日）

文書3 令和3年度ノーザンバイパー構想策定会議における調整の方向性について（仰指） R2. 11. 27

文書4 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練に係る構想策定会議について（通達）（陸幕訓第155号。令和2年11月27日）

文書5 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練（NV21）構想策定会議成果について R2. 12. 16

文書6 YSと日米共同訓練（実動）との関係について R2. 12. 23

文書7 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練について R3. 4. 12

文書8 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練事前偵察における支援について（依頼）（東北方訓第121号。令和3年4月21日）

文書9 令和3年度国内における米海兵隊との共同訓練に係る現地偵察及び初度計画会議について（通達）（東北方訓第122号。令和3年4月21日）

文書10 令和3年度国内における米海兵隊との共同訓練に係る現地偵察に関する東北方面総監部個別命令（東北方監個命第57号。令和3年4月21日）

文書11 八戸地区事前偵察時における端末地輸送支援について（依頼）（東北方訓第141号。令和3年5月11日）

文書12 RD21 IPC#1全体会議 3. 5. 17

文書13 RD21 IPC調整結果等について R3. 5. 25

文書14 RD21に係る初度計画会議における確認書 令和3年5月21日（金）

文書15 RD21訓練構想及び検証に係る陸幕説明について R3. 6. 7

文書16 RD21訓練構想に係る調整の方向性について R3. 6. 10
0 防衛部 訓練課

- 文書 17 RD 2 1 に係る陸幕説明時の主要議事について R 3 . 6 . 1
5 防衛部
- 文書 18 令和 3 年度富士訓練センター第 3 次運営研修参加について（通達）（東北方訓第 2 0 7 号。令和 3 年 6 月 2 8 日）
- 文書 19 RD 2 1 に係る中間計画会議の実施要領について R 3 . 6 .
2 9
- 文書 20 RD 2 1 中間計画会議（MPC）の実施について R 3 . 7 .
1 6
- 文書 21 令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練に係る中間計画
会議について（通達）（東北方訓第 2 3 2 号。令和 3 年 7 月 2 7 日）
- 文書 22 RD 2 1 MPC # 1 全体会議 3 . 8 . 2
- 文書 23 RD 2 1 中間計画会議の成果について R 3 . 8 . 1 9
- 文書 24 RD 2 1 の FPC 実施場所に係る検討について R 3 . 9 . 1
8
- 文書 25 RD 2 1 最終計画会議（FPC）の実施について R 3 . 9 . 2
4
- 文書 26 令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練に係る現地偵察
及び最終計画会議について（通達）（東北方訓第 3 0 6 号。令和 3
年 9 月 2 9 日）
- 文書 27 RD 2 1 FPC # 1 全体会議 令和 3 年 1 0 月 1 1 日
- 文書 28 国内における米海兵隊との実動訓練に関する最終計画会議にお
ける合意書 令和 3 年 1 0 月 1 5 日
- 文書 29 RD - 2 1 に係る地元説明について R 3 . 1 0 . 2 0
- 文書 30 令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練に係る地元説明
の実施について（通達）（東北方防第 4 7 3 号。令和 3 年 1 0 月 2
8 日）
- 文書 31 RD 2 1 FPC 成果及び実施計画について R 3 . 1 1 . 2
- 文書 32 令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練支援について
（依頼）（東北方訓第 3 4 3 号。令和 3 年 1 1 月 8 日）
- 文書 33 令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練における訓練準
備について（通達）（東北方訓第 3 4 2 号。令和 3 年 1 1 月 9 日）
- 文書 34 RD - 2 1 に係る地元説明の結果について R 3 . 1 1 . 1 2
- 文書 35 RD 2 1 における総監視察及び高官視察対応の方向性について
R 3 . 1 1 . 1 5
- 文書 36 令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練参加に関する東
北方面総監部個別命令（東北方監個命第 1 3 8 号。令和 3 年 1 1 月
1 6 日）
- 文書 37 令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練について（通達）

- (陸幕訓第147号。令和3年11月19日)
- 文書38 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練に関する東北方面隊一般命令（東北方般命第58号。令和3年11月22日）
- 文書39 RD21におけるオスプレイ飛行予定、訓練開始実施要領及びコロナ関連について R3. 11. 30
- 文書40 RD21不測事態発生時の報告・通報フロー及び海兵隊機動展開遅延に伴う訓練への影響について R3. 12. 3
- 文書41 RD21における総監視察計画及び陸幕長視察対応について R3. 12. 6
- 文書42 八戸地区における日米共同訓練の実施状況について R3. 12. 8
- 文書43 RD21ACG現地視察計画 令和3年12月14日（火）
防衛部訓練課
- 文書44 RD21陸幕長視察ロジブック 令和3年12月16日（木）
東北方面総監部訓練課
- 文書45 RD21訓練成果報告について R4. 2. 9
- 文書46 令和3年度第3四半期日米物品役務相互提供実績について（報告）（東北方後運第10号。令和4年1月27日）
- 文書47 債権発生（帰属）通知書
- 文書48 【令和3年度警務幕僚会同資料】意見交換 警務隊と部隊の連携の在り方について 令和3年2月16日
- 文書49 RD21における情報発信要領について R3. 11. 30
- 文書50 国内における米海兵隊との実動訓練に関する中間計画会議における合意書 令和3年8月6日

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1、文書 3、 文書 5、文書 7、 文書 11、文書 13、 文書 15、文書 20、 文書 23、文書 29、 文書 31、文書 35、 文書 39 ないし文書 42、文書 45 及び文書 49	1 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号 柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 4、文書 18、 文書 30 及び文書 32	3 枚目の一部	
	文書 9、文書 21 及び 文書 33	5 枚目の一部	
	文書 12	25 枚目及び 26 枚目の それぞれ一部	
	文書 28	181 枚目ないし 185 枚目のそれぞれ一部	
	文書 37	6 枚目の一部	
	文書 38	31 枚目ないし 34 枚 目のそれぞれ一部	
2	文書 1 及び文書 3	1 枚目及び 2 枚目の それぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損
	文書 5	1 枚目、2 枚目、4 枚 目、5 枚目、7 枚目及 び 8 枚目のそれぞれ一 部	
	文書 7	1 枚目ないし 8 枚目の それぞれ一部	

			なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3	文書3	3枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書5	6枚目の一部	
	文書6及び文書18	2枚目の一部	
	文書22	7枚目、8枚目及び11枚目のそれぞれ一部	
	文書26	4枚目の一部	
	文書27	7枚目ないし24枚目のそれぞれ一部	
	文書28	42枚目、43枚目、46枚目、58枚目、60枚目、62枚目、67枚目及び96枚目ないし98枚目のそれぞれ一部	
	文書37	2枚目、3枚目及び6枚目のそれぞれ一部	
	文書38	4枚目及び8枚目のそれぞれ一部	
4	文書3、文書12、文書29及び文書30	4枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書5	3枚目及び9枚目のそれぞれ一部	
	文書7	9枚目の一部	
	文書9	8枚目ないし10枚目のそれぞれ一部	
	文書22	1枚目及び46枚目のそれぞれ一部	

	文書 2 3	5 枚目及び 7 枚目の それぞれ一部	
	文書 2 7	2 枚目、4 枚目、3 3 枚目ないし 3 5 枚 目、3 7 枚目、3 8 枚目、4 0 枚目、4 1 枚目、4 3 枚目な いし 4 6 枚目、4 8 枚目、4 9 枚目、5 1 枚目、5 2 枚目、 5 4 枚目ないし 5 9 枚目、6 1 枚目ない し 6 3 枚目、6 5 枚 目、6 6 枚目、8 6 枚目及び 9 5 枚目の それぞれ一部	
	文書 2 8	4 枚目、6 枚目、7 枚目、5 5 枚目、5 9 枚目、6 1 枚目、 6 3 枚目、6 4 枚 目、6 8 枚目ないし 7 1 枚目、9 9 枚 目、1 0 5 枚目ない し 1 0 9 枚目、1 1 1 枚目ないし 1 1 3 枚目、1 1 5 枚目、 1 1 6 枚目、1 1 8 枚目、1 1 9 枚目、 1 2 1 枚目ないし 1 2 4 枚目、1 2 6 枚 目、1 2 7 枚目、1 2 9 枚目、1 3 0 枚 目、1 3 2 枚目、1 3 3 枚目、1 3 5 枚 目、1 3 7 枚目ない し 1 4 0 枚目、1 6 6 枚目ないし 1 6 8	

		枚目、171枚目、 174枚目及び17 5枚目のそれぞれ一 部	
	文書31	6枚目、9枚目、1 8枚目、35枚目及 び36枚目のそれぞ れ一部	
	文書33	6枚目及び7枚目の それぞれ一部	
	文書38	11枚目及び27枚 目ないし30枚目の それぞれ一部	
	文書39	1枚目ないし4枚目 のそれぞれ一部	
	文書43及び文書 50	3枚目の一部	
	文書45	5枚目及び31枚目 のそれぞれ一部	
	文書46	2枚目ないし18枚 目のそれぞれ一部	
	文書47	5枚目ないし13枚 目のそれぞれ一部	
5	文書6	1枚目の一部	自衛隊の教育訓練に 関する情報であり、こ れを公にすることによ り、自衛隊の運用要 領、能力及び練度が推 察され、自衛隊の任務 の効果的な遂行に支障 を及ぼすおそれがある とともに、他国に関す る情報であり、これを 公にすることにより、 他国との信頼関係が損 なわれ、ひいては我が 国の安全を害するおそ
	文書8	2枚目の一部	

			れがあるほか、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6	文書9	2枚目ないし4枚目、6枚目及び11枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書12	6枚目、8枚目、9枚目、12枚目、14枚目ないし19枚目、21枚目及び22枚目のそれぞれ一部	
	文書13	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	
	文書14	2枚目ないし33枚目のそれぞれ一部	
	文書15	1枚目、2枚目及び5枚目ないし8枚目のそれぞれ一部	
	文書16及び文書17	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
	文書19	2枚目、3枚目、6枚目、7枚目及び9枚目のそれぞれ一部	
	文書20	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	

	文書 2 2	9 枚目、1 0 枚目、 1 3 枚目ないし 4 0 枚目及び 4 3 枚目な いし 4 5 枚目のそれ ぞれ一部	
	文書 2 3	1 枚目ないし 4 枚目 及び 6 枚目のそれぞ れ一部	
	文書 2 7	6 枚目、2 6 枚目な いし 3 1 枚目、6 8 枚目、7 5 枚目ない し 7 7 枚目、7 9 枚 目ないし 8 3 枚目、 8 5 枚目及び 9 4 枚 目のそれぞれ一部	
	文書 2 8	2 枚目、5 枚目、1 0 枚目、1 4 枚目な いし 2 7 枚目、2 9 枚目ないし 4 1 枚 目、4 4 枚目、4 5 枚目、4 8 枚目ない し 5 4 枚目、6 5 枚 目、6 6 枚目、7 2 枚目ないし 8 9 枚 目、9 1 枚目ないし 9 5 枚目、1 0 0 枚 目ないし 1 0 4 枚目 枚目、1 5 0 枚目な いし 1 5 5 枚目、1 6 3 枚目、1 6 4 枚 目、1 7 0 枚目、1 7 9 枚目、1 8 7 枚 目、1 8 8 枚目、1 9 0 枚目及び 1 9 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 1	1 枚目ないし 5 枚 目、7 枚目、8 枚	

		目、11枚目、12枚目、15枚目、16枚目、19枚目、20枚目、22枚目ないし27枚目及び29枚目ないし34枚目のそれぞれ一部	
	文書32	2枚目の一部	
	文書33	2枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
	文書35	1枚目、2枚目及び4枚目ないし8枚目のそれぞれ一部	
	文書38	5枚目、6枚目、9枚目、10枚目、13枚目、16枚目、17枚目及び20枚目のそれぞれ一部	
	文書41	1枚目ないし5枚目のそれぞれ一部	
	文書42	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
	文書43	2枚目、5枚目、6枚目、8枚目ないし12枚目、14枚目及び15枚目のそれぞれ一部	
	文書45	1枚目、3枚目、4枚目、6枚目ないし21枚目、23枚目ないし28枚目、30枚目、32枚目ないし34枚目及び36枚目ないし43枚目のそれぞれ一部	
	文書50	2枚目、5枚目ないし26枚目、28枚	

		目、31枚目ないし36枚目及び46枚目ないし59枚目のそれぞれ一部	
7	文書19	1枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
8	文書22	2枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書34	4枚目の一部	
	文書44	1枚目及び3枚目のそれぞれの一部	
	文書45	2枚目及び44枚目のそれぞれの一部	
	文書48	6枚目の一部	
9	文書24	1枚目の一部	国の機関等の内部又は相互間における検討

			に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
10	文書24	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示と

			した。
1 1	文書 2 5	1 枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関等の内部又は相互間における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 2	文書 2 5	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、他国に関す
	文書 2 7	7 0 枚目ないし 7 4 枚目のそれぞれ一部	

			る情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 3	文書26	2枚目、5枚目及び9枚目ないし11枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書38	7枚目、14枚目、15枚目、19枚目及び25枚目のそれぞれ一部	
	文書40	2枚目ないし7枚目のそれぞれ一部	
	文書48	3枚目ないし6枚目及び8枚目ないし12枚目のそれぞれ一部	
	文書49	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
1 4	文書26	6枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書47	48枚目ないし53枚目のそれぞれ一部	
	文書48	6枚目及び7枚目のそれぞれ一部	
1 5	文書27	48枚目、49枚目及び90枚目のそれぞれ一部	自衛隊の施設の配置に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、防衛
	文書28	132枚目、133枚目及び160枚目	

		ないし 1 6 2 枚目のそれぞれ一部	省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 5 0	5 4 枚目の一部	
1 6	文書 2 9	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	国の機関等の内部又は相互間における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 3 4	1 枚目及び 3 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部	
1 7	文書 3 3	8 枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 4 4	2 枚目、3 枚目及び 6 枚目ないし 1 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 5	2 2 枚目の一部	
1 8	文書 3 4	1 枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊

			の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるほか、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条３号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
19	文書４６	４枚目ないし４２枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
	文書４７	５枚目ないし４３枚目のそれぞれ一部	